

## 第871回

# 宿毛市農業委員会会議

1. 日時 令和6年1月25日（木曜日）午後3時30分

2. 場所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（15名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里	7番 澤田 誠規
8番 西山 成彦	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

---

1番 松本 功	3番 川島 照久	4番 堀内 愛貴
6番 山本 大	7番 浦田 久永	

4. 欠席者（3名）

4番 山本 欣史

---

2番 保田 稔      5番 赤星 文香

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議 長        こんにちは。今日は令和6年に入って初めての定例会になります。もう月末になりますので、あけましておめでとう等は省かせてもらいます。またこのメンバーで1年間一緒にやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議 長        これより、第871回宿毛市農業委員会の会議を開会します。  
「議事録署名委員」の指名を行います。7番 澤田 誠規 委員、  
8番 西山 成彦 委員に願ひします。  
(なお、2番 保田 稔 委員、4番 山本 欣史 委員、  
5番 赤星 文香 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議 長        議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長        事務局と委員より議案の説明を願ひいたします。

○事務局員       議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。  
受付番号21番。場所は2ページに位置図をつけております。  
宿毛。宿毛バイパス沿い、ハタダ宿毛店の隣地になる、農地の2筆です。  
母親から娘への贈与で取得後も引き続き、季節野菜を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた山行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号22番。場所は3ページに位置図をつけております。

桜町。東福院入口付近にある農地1筆になります。忠魂碑が移設されて後、普通畑となるが譲渡人が県外在住の為、譲受人が管理していました。下限面積の要件が撤廃されたことから、今まで管理していた譲受人に贈与することとなり、今回の申請となりました。

取得後も引き続き季節野菜や果樹を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた西川行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号23番。場所は4ページに位置図をつけております。

平田町戸内。戸内川沿いに広がる農地の中の1筆になります。まず始め

に位置関係ですが、資料1をご覧ください。資料1では申請地の4977番6は記載されておりましたが、4977番2から分筆されております。資料1の裏面に記載されている4977番2Bが今回の申請土地4977番6となります。

譲渡人が他の場所の申請手続きを行っていたところ、登記が違っていたことが判明したことから、同字4975番と交換し、登記を直すことになりました。4975番の田につきましては、令和5年12月21日に昭和63年2月12日に時効取得を登記原因として所有権移転を済ませております。交換後も引き続き、水稻を耕作するとの計画が出されています。

本申請は双方から委任を受けた西川行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上3件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 続きます、受付番号21番及び22番について、街区地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに21番及び22番朗読】

この2件について、まず21番ですが、1月21日に松本委員同行のもと現地確認しております。その後、●●●●さん（譲渡人）に面会し、●●●●さん（譲受人）には電話で確認をとりまして、間違いないということであります。続きます22番。同じく1月21日に松本委員と現地確認しております。その後、●●さん（譲受人）の奥さんに会って確認し、同日東京の●●さん（譲渡人）に電話確認しまして間違いないということです。両方とも問題ないと思いますが、ご審議をよろしく申し上げます。ちなみに●●さん（譲渡人）ですが、今は東京都千代田区に転居しているということです。申し伝えておきます。

○議長 長 続きます、受付番号23番について、平田地区担当の自分の方から説明いたします。

○岩本委員 【議案書をもとに23番朗読】

双方に直接会って確認しました。この後、5条申請に出てくる太陽光の案件の関係でいろいろあったみたいです。昔の田んぼで。今この田んぼ4枚きれいになっているが、最初の登記の頃は20筆とかあるような所で。きれいに整地しちよったけど、登記した時に●●さん（譲受人）の土地が入っちょろぞということ、交換して上手にやっみたいと聞いております。以上です。よろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 何かありませんか。なければ採決の方にはいらせてもらってかまいませんか。

(「はい」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」3件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご報告いたします。  
本日は4件の申請が出されております。順番に説明させていただきます。  
受付番号17番。申請場所 所在地 大字平田町戸内 北川地区。  
6ページに位置図をつけております。申請地は戸内川沿いに広がる農地のうちの3筆です。

転用目的は、譲渡人は申請地を農地として管理することが難しくなり、有効活用を検討したところ太陽光発電施設に提供することとし、事業者はクリーンエネルギーを供給するため本事業を計画したものです。申請地は太陽光発電に必要な日照を確保できるだけの開けた土地で、効果的に発電パネル枚数を設置できる十分な広さを有しており予定地として選定したものです。先ほど3条申請のところで岩本委員から説明がありましたが、当初本案件につきましては昨年の秋の申請を予定しておりましたが、説明あ

りましたように公図と現地の内容に不一致な部分があり、再度測量し直し、その後分筆を行い、また先ほどの3条申請で交換がありましたが、そういう内容を経て本申請に至っております。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、3筆合わせて1,659.30㎡。資金計画は土地取得費が105万円、施設設置費が1,225万円、これら合計1,330万円すべてを自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号18番。申請場所 所在地 大字四季の丘2丁目。7ページに位置図をつけております。申請地は四季の丘2丁目、住宅地として造成されている土地のうちの1筆です。

転用目的は自己所有の一般住宅建築のため。なお本案件は、定例会におきましては、昨年末までに審査を行ってございましたけど、その後県へ書類を送付した後ですが、取り下げすることになりました。昨年12月25日付けで取り下げ願と改めて変更後の事業計画が出されたもので今回の申請に至っております。変更内容としましては、当初、譲受人は●●さん一人でしたけど、息子さん夫婦が新たに加わり、共有という形をとりました。そのことに伴い、金融機関への資金計画の変更もあり、融資証明も債務連帯証明というものが新たに出されて変更になったものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、429.00㎡。資金計画につきはしては金額には変更ありません。前回の申請と同様です。土地取得費が1,300万円、建築費が4,000万円。これら合計5,300万円を自己資金1,300万円、借入金4,000万円で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号19番。申請場所 所在地 駅前町一丁目。8ページに位置図をつけております。申請地は土佐くろしお鉄道宿毛駅北側に位置する農地の2筆です。

転用目的は運転免許取得のため合宿生の利便性を考慮し、合宿生徒の増加に伴いこの度、自社寮を建設することになりました。申請地は飲食店やスーパー、ドラックストア等が近くにあるほか、バスや鉄道の駅があり利便性が良く、休日には近隣の観光地へも移動しやすく、海も近く宿毛の良

さを感じてもらえることから申請地に選定したものであるということです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、2筆合わせて323.68㎡。資金計画としましては土地取得費が500万円、土地造成費が50万円、建物建築費が7,950万円、これら合計8,500万円すべて金融機関で借入れることとしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号20番。申請場所 所在地 大字宿毛 鷺洲地区。8ページに位置図をつけております。申請地は集合住宅 パールレジデンス敷地内駐車場西側 市道桜町藻津線沿いの農地1筆になります。

転用目的は現在マンション駐車場は現在18世帯あり、36台分の駐車場がありますが、出入口にある4台分を移動し、進入路が狭いので広げて使用できるようにするものです。来客用の駐車場も確保でき利便性が向上されるものと思われま

す。農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、200.00㎡です。資金計画は土地取得費が240万円、土地造成費が80万円、これら合計320万円すべてを自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。

以上、4件の申請となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号17番について、平田地区担当の自分の方から説明いたします。

○岩本委員 【議案書をもとに17番朗読】

双方に確認をとりました。間違いはない、よろしく申し上げますとのことです。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号18番から20番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに18番から20番朗読】

受付番号18番。双方に連絡を取りました。●●さん一人だったが、息子さん夫婦と共有にすることになり、融資証明等変更になったものです。前の会で許可が下りており、特に問題ないと思います。受付番号19番。双方に連絡取りました。現在合宿生の受け入れはホテルを利用したの宿泊になっている。今回自社寮を建ててそちらの方にするということです。受付番号20番は駐車場にEVの充電を置いた。利便性を良くしたいとのこと。●●さんに連絡を取って確認しております。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○小島委員 17番よ、ソーラー付ける。添付図おかしい。中途半端になる。いびつなところが残った時に、その後の経営とか耕作はできるんじゃないか。そこらあたりは話通したもんやろうか。それやったら上手く売ってもらうたらという話が出なかったがやろうか。そのあたりは確認してないもんやろうか。

○岩本委員 これね、きれいに4枚になっちゃんがよ今は。4枚になった1筆だけをこの太陽光にと。

○小島委員 図面が現況と合っていないということやね。わかりました。

○岩本委員 20筆から30筆あったところやったけど、親父の時代のことで理解していない。太陽光のところだけ1枚、きれいに登記したと言いつつ。

○小島委員 残地についての耕作については、水利とかまぎらんとということやね。

○岩本委員 まぎらんけど、排水というか用水がないまたぎのところやったけん。この●●さんが用水つけてくれんかったら、作れなね。余分な話やけど。

○小島委員 わかりました。

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」4件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。  
まず、受付番1番についてご説明いたします。令和5年の11月までは別の方が利用権設定しており、その方に終期の知らせを送付したところ、他の方が借りることになるかもしれないとの話でした。その後今回の借受け人より利用権設定の提出があったことから、新規設定になります。  
場所は大字伊与野。伊与野川沿いに広がる農用区域内の中にある農地の1筆になります。  
田ではイチゴを作るとの計画が出されています。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして受付番号2番。2月9日でこれまでの利用権設定期間が終了するため、引き続きということになります、再設定です。

場所は平田小学校の校庭側の戸内川を隔ててすぐの田3筆になります。

田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号3番及び4番についてご説明いたします。場所は山奈町山田にある農地の8筆になります。受付番号3番は平成28年10月に、受付番号4番は平成29年6月にそれぞれ高知県農業公社と利用権設定を行い、〇〇さんという方に配分されておりました。〇〇さんが体調を崩しがちになり次作からの営農を中止することとなったため、農業公社と



の契約を合意解約することになりました。解約した農地11筆の内の8筆を再転貸する内容になります。利用権の種類は使用貸借で、期間は当初の設定期間の残日数。受付番号3番は令和8年10月、受付番号4番は令和9年6月までになります。残りの3筆につきましても3月の定例会に提出される予定となっております。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されております。再転貸の案件であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。今回の利用権設定の申請は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きます、受付番1番について、伊与野地区担当の羽賀委員より説明をお願いいたします。

○羽賀委員 【議案書をもとに1番朗読】  
1月19日に浦田委員と同行して、●●さん（借受人）本人と現場でお会いしました。翌20日に地主の●●さんに電話で確認して、両氏とも申請に間違いないのでよろしく願いしますということです。以上です。

○議長 続きます、受付番2番について、平田地区担当の自分の方から説明いたします。

○岩本委員 【議案書をもとに2番朗読】  
先日、井垣委員と●●さん（借受人）とお会いして、再設定出ているのでよろしく願いしますということです。●●さん（貸付人）の方には●●さん（借受人）の方から電話連絡するので、省いて構いませんといことですので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長 続きます、受付番3番及び4番について、山田地区担当の西山委員より説明をお願いいたします。

○西山委員 【議案書をもとに3番及び4番朗読】  
利用権設定としましては、再設定でございますので、ご審議をよろしく願いしますということです。よろしく願いします。この方々には電話で確認を取りました。以上です。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」4件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」4件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

○議 長 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 担当課 産業振興課 濱田係長より議案の説明をお願いします。

○産業振興課 濱田係長

産業振興課 濱田より説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご説明いたします。議案第4「農用地利用集積等促進計画(案)」であります。10ページ、11ページをご覧ください。議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画」で承認いただきました農用地利用集積計画にあります高知県農業公社が借り受けた8筆につきましては、これまで●●●●氏と高知県農業公社との間で使用貸借を結んでおりましたが合意解約を行いまして、高知県農業公社が借り受けた農地を受け手に再転貸する計画となっております。

10ページ、11ページの裏面にあります、農用地等借受希望(受け手)申込書によりまして、宿毛市山奈町山田字●●●●外7筆につきまして受け手として応募されております●●●●氏と●●●●氏がそれぞれ当該地域の人・農地プランの中心経営体に位置づけられ、借受者として適当であると農用地利用集積等促進計画(案)を作成しております。

以上、農用地利用集積等促進計画（案）の説明になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、これより採決をいたします。  
議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」担当課より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとしますので、「議案第4号」2件は、市に答申することに決しました。濱田係長、ありがとうございました。

(協議事項)

○議 長 続きまして、協議事項にはいります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願ひいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。  
受付番号18番。申請場所 所在地は大字平田町戸内 北川地区。13ページに位置図をつけております。登記地目 田3筆です。  
申請地は平成6年月日不詳より車庫が建築され、その後居宅敷地の一部として整備され現在に至っております。

続きまして受付番号19番。申請場所 所在地は大字押ノ川。14ページに位置図をつけております。登記地目 田1筆です。

申請地は平成14年頃から雑草が繁り原野になっていたが、令和5年5月に駐車場として整地し現在に至っております。なお、本案件の西側隣接地(1435番6)については昨年、令和5年9月5日開催の定例会において、今回と同じ申請者より非農地証明願(受付番号12番)が提出されてお

ました。今回はその続きでその隣接地ということで同様に申請がなされております。また本日お手元に配布しております資料ナンバー2といたしまして、添付資料で始末書の提出がなされておりますのであわせてご報告させていただきます。担当委員の方におかれましては、前回同様この内容について確認の上、ご意見等もいただいておりますが、事務局としましては、前回の昨年9月の定例会の部分の内容を含めて、今回このような形をとっておりますが、申請者に対してこのようなことがないように厳重に注意することにしておりますので、合わせて申し添えます。

続きまして受付番号20番。申請場所 所在地は大字平田町中山。15ページに位置図を付けております。登記地目 田1筆です。

申請地は平成7年月日不詳頃より自動車整備工場の車両置き場として利用しておりました。その後、平成23年に事務所を増築し現在に至っております。なおこの案件につきましても、本日配布しております資料ナンバー2におきまして、これまでの経過を含め顛末書が提出されておりますので合わせてご確認ください。

以上、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続きまして、受付番号18番及び20番について、平田地区担当の自分の方から説明いたします。

○岩本委員 【議案書をもとに番号18番及び20番朗読】

受付番号18番ですが、倉庫が建ってそれに入る出入口として、もう今はコンクリート舗装されており農地への復帰は困難と思います。現地の方は先日、井垣委員、堀内委員と3人で確認しております。●●さん（申請者）には直接会って、もうこういうことになっているので、どうかよろしくおねがいしますということです。

続きまして20番。申請理由は先ほど事務局から説明ありました通り。今、修理工場が建っており、駐車場と事務所になっております。●●さん（申請者）には電話で確認しており、よろしく願いしますということです。以上2件。よろしく願いします。

○議長 続きまして、受付番号19番について、押ノ川地区担当の稲田委員の方から説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに番号19番朗読】

1月21日に松本委員と現地を確認しております。事務局からも説明ありました通り、昨年9月に出されていた、この土地の隣接した土地について非農地願が出されておりました。これについてすったもんだあった土地の隣接したところです。松本委員と一緒に見て、この件については昨年と同じで非農地として認められないねと。復帰はすぐこれできるじゃないかということで、昨年と同じような内容で二人で話し合いました。こういうことですので、聞きますと、この資料2にありますように始末書が提出されているということで。松本委員と話した時にも何らかの、それなりのものは出してもらわないかんろうし、5条で申請するにしてもルールが必要ではないかという二人の意見でした。先月非農地の定義となる文書もいただいたものがありまして、それに照らし合わせてもこの申請の非農地、なかなか認められないということで二人で別れてきた内容です。ので、このことについては皆さんと審議をいただいております。以上です。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○川島委員 これ見よつたらよ、家建つちょうやんか。今更壊せとは言えれんろ。言うて行ける人おつたら行つてもろうたらええけど。税金として宅地で払うがやろ。1級農地やないし、認めざるをえんろ。皆さんどうでしょう。それぞれ意見聞かないかんろ。

○議 長 どうでしょう。一意見として今こうありますが、他に意見のある人はどうぞお願いします。

○西山委員 意義ありません。

○寺田委員 お金をかけたら元には戻りますわ。かけるかどうかの問題だけで。嫌でもお金をかけたら元には戻る。それとこの切図のところで赤線がある。赤線は市の方が売却してるんじゃない。市の管轄、何かの意図があるのでは。

○稲田委員 造成して、●●●●●●●●(申請者)が不動産会社なので、まあ造成して田を宅地にして売るということになると思うがやけど、後だしじゃんけんでOKになるがやけど。後から顛末書、始末書とか出されてOKということについて。農業委員会はダメと。委員2人が出向いて行って現場を見て認められんねという内容の土地を後から書類を出されてOKになることに

ついても、違和感を感じることがある。私だけやろうか。妙にもやもやす  
る部分があるがですね。この●●●●●●●●だけじゃなくて、不動産屋さ  
んは宿毛市にはいっぱいあるがやけど。こういった事例として認めるとい  
うことがあれば、今後このような事例が次から次へ出てくる可能性がある  
のではと危惧している。

○松本委員           これ前は、5条申請前に出ちよって、訂正できんということでやむなく  
非農地にしたがやけど。こういう場合、非農地じゃなくて5条申請を出し  
てもらった方がいいのでは。すんなりいくのではと思う。

○川島委員           親の代からの土地で、今車社会になって、駐車場にして、知らんうちにな  
つちよった。そういうものも出てくる。元に戻すいうても大変なことな  
がよ。1級農地やったら別やけど、諮っていくしかない。農業委員は現  
場に行ってこれはどういうことやと聞かないかんけど。

○松本委員           非農地取り下げで、5条申請出しても。今度から受付の時に非農地じゃ  
なく5条で申請出すとか考えてもろうたら。

○岩本委員           受けれんいうことはできんがよね。

○西山委員           差し戻してどうこう言うてもね。今後受付の時に5条ではダメなのか検  
討してもらって。

○松本委員           始末書も出してくれちょうし、今回だけは認めても。

○議    長           ほかに意見はございませんか。なければ採択にいかせてもらっていいで  
すか。

(「なし」との声あり)

○議    長           それでは、これより採決をいたします。  
非農地証明3件につきましては、審議の結果問題ないということなので、  
適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議    長           異議なしと言うことですので、非農地証明3件は、証明することに決し  
ました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 ①地域計画における目標地図作成に向けた取り組み（平田地区座談会実施ほか）について

現在取り組みを進めております、地域計画、前で言ったら人・農地プランの関係の地区の話し合いについては、その後平田地区で2回目を12月に行い、つい先日、今週の火曜日には芳奈地区で地区座談会を行いました。担当地区の委員であります澤田委員、赤星委員にも参加いただき、地区の農家の人、10人近くの方と意見交換することができました。ありがとうございました。

今後の予定としましては来週の火曜日に山田地区で同様の座談会を開催するようしております。またこの内容につきましては改めて次回、3月以降の定例会で内容の詳細等、皆で共有して、また残りの他の地区についても段取りを進めていきたいと思っております。またそれぞれの担当地区の委員さんにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。

②農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

本日お配りしている資料の右上の番号4番をみていただきたいと思っております。こちらにつきましては高知県農業会議から各農業委員会に対して通知がありました。内容につきましては、すでにご承知の通り今年1月1日に発生しました石川県能登地方を震源とする地震の関係の部分で義援金を募っている趣旨になっております。皆さんこの件については連日報道されております通り、こういう状況になっております。また義援金につきましても宿毛市役所では1階ロビー等に義援金の箱を設置し、住民の方に呼びかけておりますし、私どもは職員組合の部分で協力させていただいております。皆さんもすでに街の中で活動とかされてましたので、趣旨にのって募金をされている方もいるかと思っております。

この内容についてはですね、あくまでも任意でありますので、趣旨に賛同していただける方についてはですね、2枚目に書いてありますが、実施方法としまして個人による部分ですが、市町村の農業委員会で取りまとめを行いたいと思っておりますので、趣旨に賛同していただけたらということでご案内しております。その点を踏まえて、1口千円となっており、3月末までの期間で取り組むことになっておりますので、そういう方がいらっしゃいましたら事務局の方まで連絡をいただけたらと思います。

○事務局員

③源泉徴収票の送付について

今回の議案の送付時に同封させていただきました。またご確認いただけたらと思います。

④令和6年度宿毛市農業委員会会議日程（案）について

右上に資料3と書かれた資料、令和6年度宿毛市農業委員会会議日程（案）をお配りしております。こちらの方確認をお願いいたします。これによれば次回の定例会で報告させていただきたいと思います。

⑤次回会議の日程について

次回会議は3月5日（火）午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切日は2月2日（金）で、議案送付は2月27日（火）の予定です。

○議長

ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）



議長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。  
                  これで第871回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後4時30分閉会

令和6年1月25日

会 長    岩本 誠司

農業委員    西山 成彦

農業委員    澤田 誠規